



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2018年9月25日 No.21

乗務員勤務における適正な労働時間管理を求める 東日本ユニオン統一検証（実測）行動

10月1日から

準備時間を実測します

職場の準備時間は、いつ設定されたものですか？

準備時間は足りていますか？ サービス労働が風土化されていませんか？

＜準備時間（労働時間 A）とは＞ ※就業規則・第85条(5)を抜粋

準備時間は、乗務前の準備のための時間とし、次に掲げる時間を通常の作業実態に応じて算定のうえ、運用行路表に指定する。

- ア 点呼時間（携帯品の整備、達示閲覧時間等を含む。）
- イ 点呼箇所から乗務開始箇所（車両留置線及び便乗開始箇所を含む。）までの移動に要する時間
- ウ 乗務開始前に行う車両の点検整備に要する時間
- エ 車両留置線から駅区境界までの時間
- オ 駅区境界から発車までの時間（出区時間を除く。）
- カ 乗務開始前に行う列車の状態点検等に要する時間
- キ 乗り継ぎに要する時間

その他、各職場の「内規」によって作業内容が定められています

今の準備時間が設定された以降に、付加された作業はありませんか？

アルコール検知器による検査、携帯電話の起動確認、タブレットの入力作業やアップデート、ワンマングッズの確認（Suica 読み取り器の起動確認）など

このような実態はありませんか？

- 徐行の抜粋や照合が複数あると、準備時間が足りなくなるが前超勤が認められていない
- 出勤、退勤、出先からの電話点呼や乗務点呼が、複数の社員と同じ時刻のために「点呼待ち」が発生している
- 業務掲示のほか、一般掲示を閲覧する時間がない
- 指定通路の変更に伴い、徒歩時分が変わったのに準備時間が変わっていないなど

みんなで検証！正しく申告！私たちと一緒に行動しよう！